(内閣府)

		(では) (では) (では) (では) (では) (では) (では) (では)
制度	名	沖縄の駐留軍用地における公共用地先行取得に係る特例措置
税	目	所得税
要		における駐留軍用地の返還後の円滑な跡地利用を促進するため、公共用 行取得に係る税制上の特例措置を新設する。
望	<ul><li>駐留軍用地返還後の公共用地の先行取得に係る譲渡所得控除の新設(5,000万円)</li></ul>	
Ø		
内		
容		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) ▲ 4 百万円 ( 一 百万円)
		<b>江策目的</b>
新	駐留 上 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生	軍用地の跡地利用を見据え、市町村が返還前の早い段階から公共用地の 得を実施する場合に、返還後の円滑な跡地利用の促進を図ることを目的
設	とする。	
•	(2) 施	意策の必要性
拡	S A	CO(沖縄に関する特別行動委員会)最終報告、日米安全保障協議委員 いて合意された「再編実施のための日米ロードマップ」等において返還
充	が見込ってい	まれている駐留軍用地においては、返還後の公共用地の確保が課題とな
又 は	返還	後の跡地利用において事業を迅速かつ円滑化を図るため、返還前の段階
延	から公っために、	共用地の確保に取り組むことが重要であるから、先行取得の促進を図る 、駐留軍用地返還後の公共用地の先行取得に係る譲渡所得控除を新設す
長	る必要を	がある。
を		
必		
要		
ع		
す		
る		
理		
由		

		政策体系 における 政策目的の 位置付け	政策分野「沖縄政策」 政策「沖縄政策の推進」 施策「駐留軍用地跡地利用の推進」
	合	政 策 の 達成目標	沖縄県における駐留軍用地跡地利用の促進
今	9 性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	平成 29 年 3 月 31 日まで
回 の		同上の期間 中 の 達 成 目 標	返還が見込まれる駐留軍用地における公共用地の確保
要		政策目標の 達 成 状 況	_
望に	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	沖縄県内において、返還が見込まれる駐留軍用地の土地所有者
関連		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	返還が見込まれる駐留軍用地において、市町村が公共用地を 先行取得する際に有効であり、返還後の円滑な跡地利用を促進 することにつながる。
する	相	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	
事項		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	「公共用地先行取得等事業債の利子補給に必要な経費」 市町村が駐留軍用地の返還後の跡地利用を見据え、公共用地 の先行取得を行うために発行した公共用地先行取得等事業債の 償還に係る利子分を補助するために必要な経費(12百万)。
	性性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	駐留軍用地所在市町村が公共用地の先行取得を行う際の支援
		要望の措置 の 妥 当 性	駐留軍用地所在市町村が公共用地の先行取得を行うことにより、返還後の円滑な跡地利用の促進に有効であると考えられる。
す効適特		租税特別 措 置 の 適用実績	

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	
前回要望時 の達成目標	_
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	_
これまでの 要 望 経 緯	